

嵐山町立菅谷中学校校則(生活のきまり)について

2024年1月26日版

1 校則の意義・位置付け

- ・法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。
- ・少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。

(2022年4月文部科学省「生徒指導提要」より抜粋)

2 校則の運用

- ・校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。
- ・校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。

(2022年4月文部科学省「生徒指導提要」より抜粋)

3 菅谷中学校の方針(基本的な考え)

- ・生徒たちがもつ、いわゆる一般的な常識感覚に判断を委ねる。
 - ・自分以外の生徒の学校生活を妨げない範囲で判断する。
 - ・自他の心身を傷つけたり苦しめたりする可能性があるものは禁止とする。
- ※以上の「基本的な考え」はすべての校則(生活のきまり)に通ずるものである。

4 校則の見直し

- ・毎月の生活アンケートや日常的な意見箱で意見を収集し、生徒会本部を中心に協議を行い、生徒会長が校長に対して提言する。その内容について教員が協議を重ね、最終的に校長が判断する。
- ・毎学期末に「拡大代表委員会」(生徒会本部、専門委員長、副委員長、学年代表)を開き、校則について検討する。
- ・「校内校則検討委員会」(校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭)を定期的に行う。
- ・必要に応じて保護者にも広く意見を聴取し、少数意見も尊重しながら検討する。

5 その他

- ・詳細は別紙にも記載され、その内容はホームページ等でも周知される。
- ・内容に変更が生じたときは随時更新する。